

北九州市上下水道局メーター取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、水道メーター（以下「メーター」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(メーターの種類)

第2条 メーターの種類は、平型、電子式、パルス式、電磁式の4種類とする。

(メーターの形式)

第3条 メーターの形式は、現地式と遠隔指示式とする。

(メーターの設置)

第4条 管理者が設置するメーターは、原則平型メーターとする。ただし、上下水道局において特に必要と認めた場合又は、協議の申し出があり、上下水道局が認めた場合は、電子式メーター等とすることができる。なお、電子式メーターの設置基準については別に定める。

2 電子式メーターの設置に伴う集中検針盤その他設備については、設備所有者の負担とする。

3 メーターの設置については、直結式給水施行要綱に基づくものとする。

(維持管理)

第5条 メーターの設置以後は、上下水道局において検針、メーター取替等を行うため、作業に支障となる物件を置き又は、工作物を設けることはできない。

2 オートロック式の住宅については、設備所有者がオートロック解錠方法（変更）届出書を提出し、上下水道局が行う検針、メーター取替等の作業に協力しなければならない。

3 電子式メーターの設置に伴う集中検針盤その他設備については、設備所有者が維持管理を行わなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に協議を受けるものから適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

電子式メーター設置基準

1 適用範囲

この基準は、上下水道局が各戸検針及び各戸徴収を行う電子式メーター設備に対して適用する。

2 規格

電子式メーターは、下記の製造業者の製品とすること。

ア 愛知時計電機株式会社

イ アズビル金門株式会社

ウ 柏原計器工業株式会社

エ 株式会社西部水道機器製作所

オ 東洋計器株式会社

3 電子式メーターの構造

(1) 基メーター

基メーターは、北九州市上下水道局水道メーター購入仕様書に適合したものである。

(2) 信号形態

信号形態は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様V e r 2 . 6 A 準拠）とする。

(3) 伝送線

基メーターと集中検針盤との伝送線は2芯配線とする。

(4) 基メーターと伝送線の接続方法

基メーターと伝送線の接続は、端子箱を取替容易な場所に設置し、Y型圧着端子を用いて端子箱内にてビス止めとする。

(5) 集中検針盤

集中検針盤は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様V e r 2 . 6 A 準拠）を受けて、基メーターの積算値をタッチパネルにより切替え液晶表示する集中型とする。

(6) 電源

集中検針盤の電源は、A C 1 0 0 Vを用いるものとする。

(7) その他

上記以外の電子式メーターの構造等については、北九州市上下水道局水道部配水管理課給水係に照会すること。

4 集中検針盤の取付場所

集中検針盤は原則として1棟1ヶ所とし、その取付位置は検針が容易な場所であること。

5 基メーターの設置場所及びメーター装置の器具

基メーターの設置場所及びメーター装置の器具は、受水槽以下の設置基準第2項及び第3項によるものとする。

6 基メーターのボックス寸法

基メーターのメーターボックスの標準寸法は、別図によるものとする。

7 届出および承認

電子式メーターを設置する場合は、事前協議時にメーターの器種、口径、集中検針盤の取付位置、配管、配線等の詳細図を作製し管轄の工事事務所に届出て承認を得るものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。

(基準の廃止)

- 2 この基準の施行に伴い遠く指示メーターの設置基準は廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

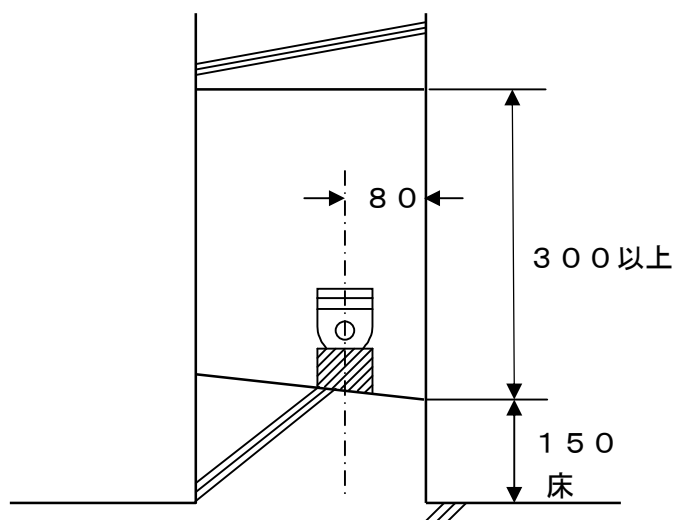
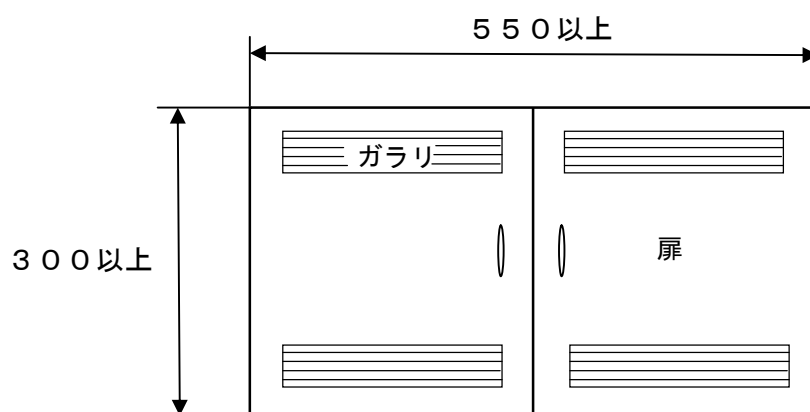
付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年11月1日から施行する。

別図 基メーターボックス寸法図

ガラリは、点検扉面積の
5%かつ500cm²以上あること。



係	給水係長	管理課長
---	------	------

水 道 メ ー タ ー 購 入 届				
年 月 日				
北九州市上下水道局長 様				
設 備 所 有 者				
(※)				
指定給水装置工事事業者				
(※)				
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。				
このたび、下記の施設が、事前協議の結果、共同住宅制度の適用になりました。ついては、完成次第、貴局へ各戸検針・徴収の申請をしたいので、指定メーターの購入を届出します。				
ただし、使用開始前に共同住宅制度の適用外になった場合は、この届出がなかったものとして、異議ありません。				
設 置 場 所	区			
建 物 名 称	新設・既設			
メ ー タ ー 器 種	平型金門 ・ 平型上水 ・ 電子式(上水)			
メ ー タ ー 口 径	mm	mm	mm	
購 入 個 数	個	個	個	
完 成 予 定 戸 数	戸	地上	階・地下	階
建 設 予 定 年 限	年	月	から	年 月 まで

A 工事店 → 工事事務所 → 計画課
B 工事店 → 工事事務所 → 営業課

共同住宅メーター購入届兼刻印願

受付No

水 道 メ ー タ ー 刻 印 願				
年 月 日				
北九州市上下水道局長 様				
設 備 所 有 者				
(※)				
指定給水装置工事事業者				
(※)				
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。				
このたび、下記の施設が共同住宅制度の適用になりましたので、購入するメーターに番号の付設をお願いします。				
ただし、使用開始前に共同住宅制度の適用外になった場合又は、使用開始前に個数の減少があった時は、責任をもって刻印された番号を削除します。				
建 物 名 称				
設 置 場 所	区			
メ ー タ ー 口 径	mm	mm	mm	
メ ー タ ー 個 数	個	個	個	
メ ー タ ー 番 号 刻 印 指 示				
業 者	口径・器種	番号	口径・器種	番号
指示日	口径・器種	番号	口径・器種	番号

契約チェック		受入年	
--------	--	-----	--

平成16年6月1日

受水槽以下のメーターの設置基準

北九州市水道局

1 適用の範囲

この基準は、共同住宅制度を適用する場合において、水槽式給水取扱要領第8に規定する受水槽以下に設置する水道メーター（以下「メーター」という。）及び配管等について、その必要な事項を定める。

2 メーターの設置

- 1) メーターは、各戸の引込み給水管の咽喉部に水平に設置すること。
- 2) メーターが他の配管と平行するときは、給水管の外側と他の配管の外側との間隔を15センチメートル以上とすること。
- 3) メーターの真上に配管してはならない。

3 メーター前後の配管

メーター前後の配管は、別図1又は別図2に掲げるとおりとする。

4 認証品の使用

ライニング鋼管、鋼管用直結止水栓、伸縮メータユニオン及びその他必要な給水材料は、直結式給水施行要綱2-1の別表1に掲げる認証品を使用すること。

5 パイプシャフトの寸法

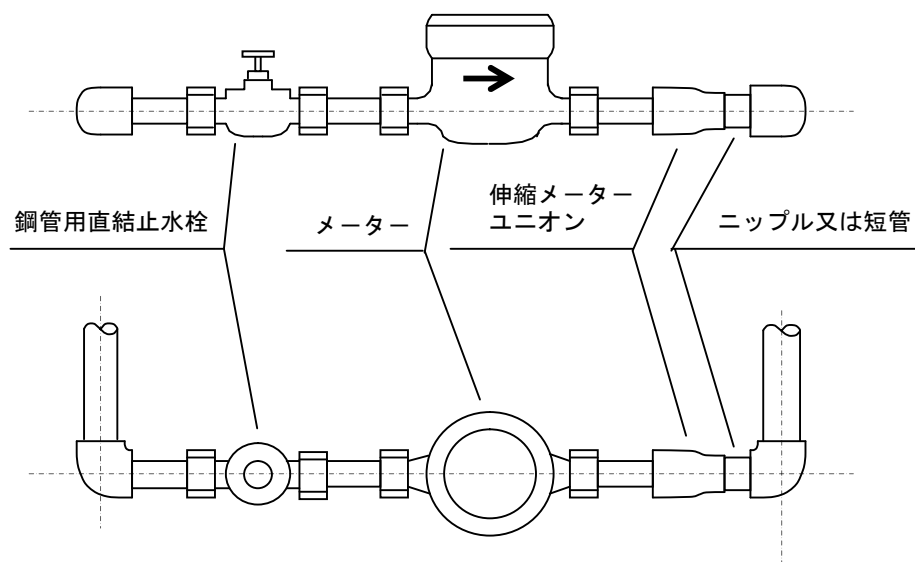
パイプシャフトの標準寸法は、直結式給水施行要綱6-6（2）の図10、図11又は図12によるものとする。

6 メーター設置図の提出

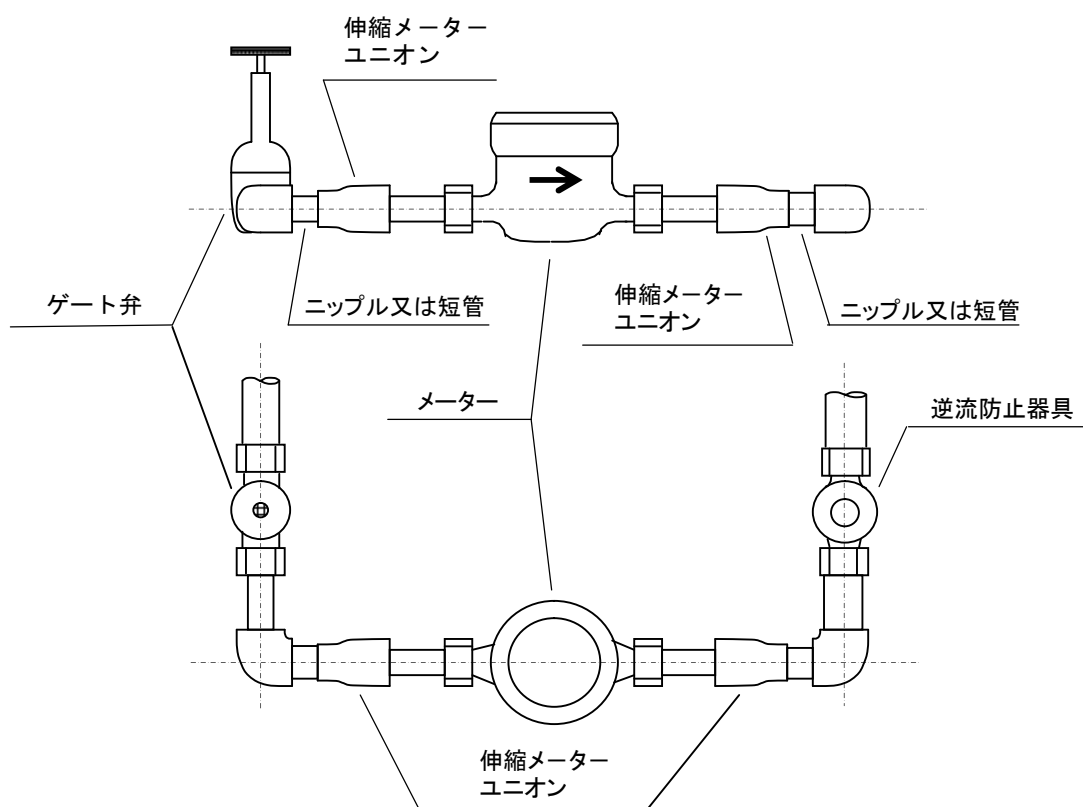
工事着工前に、メーター前後の配管及びパイプシャフトの詳細図を所管の工事事務所に提出し、審査を受けること。

パイプシャフト内メーター回り標準構造図

別図 1



別図 2



共同住宅水道メーター等整備基準

水道の各戸検針、徴収の申請をしようとする者が各戸に設置してある水道メーター（以下「メーター」という。）及び新たに共同住宅を建設し各戸検針、徴収を申請しようとする者のメーター等の整備の基準を「共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり定める。

1 受水槽以下装置の改善措置

実施要綱第3条第1項に定めるものにするため、メーター位置の変更又は止水栓の位置その他の改善を要するものは、メーターの取替と同時に行うものとする。

2 受水槽以下のメーター設置基準

(1) 設置基準

実施要綱第3条第2項、第3項、第4条第1項及び第2項に定めるメーターの設置については、「受水槽以下のメーター設置基準」及び「電子式メーター設置基準」に適合するものにしなければならない。ただし、既設建物の構造上改善が困難なものについては、メーターの検針及びメーターの取替等が容易にできるものに改善するものとする。

(2) メーターユニオン

メーターの取替の際、メーターユニオンネジ部分（上水型、金門型）が異なるときは、正規のものと取替えるものとする。

3 上下水道局指定メーター等

(1) 実施要綱第3条第2項、第3項、第4条第1項及び第2項に定める上下水道局指定メーターとは、下記の水道メーター指定業者が納入する上下水道局水道メーター購入仕様書に適合したメーターとする。

ア 愛知時計電機株式会社	カ 東洋計器株式会社
イ アズビル金門株式会社	キ 株式会社ニッコク
ウ 大豊機工株式会社	ク 前澤給装工業株式会社
エ 柏原計器工業株式会社	
オ 株式会社西部水道機器製作所	

(2) 設備所有者は、事前協議完了後にメーターの購入願を管轄の工事事務所に提出する。（別紙様式）

(3) 設備所有者は、水道メーター指定業者の中から業者を選定し、必要数量を発注する。

(4) メーター受注業者（以下「受注業者」という。）の手続き

- ア 受注業者は、設備所有者が指定した日までにメーターを設備所有者に納入する。
- イ 受注業者は、メーター納入時に「水道メーター発送書兼納品内訳書」を設備者

所有者に渡す。

(5) 請負人（北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者）の手続き

ア 設備所有者から当該工事を請負った工事請負人は、各戸にメーターを取付けたときは、管轄の営業センターに「給水開始届」及び「水道メーター発送書兼納品内訳書」とともに、各戸のメーター番号及び指針を届け出るものとする。

付 則

この基準は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。